広報 とうかい
お知らせ版
2014 11 25日号
No. 272
毎月10日・25日発行
暮らしに役立つ情報誌 The Tokai Village Public Relations Magazine

東海村
文化祭
2014

茨城県議会議員一般選挙についてのお知らせ

※投票日については、12月14日（日）が予定されています（11月14日現在）が、変更があった場合は、「広報とうかい」（12月10日号）でお知らせします。

投票時間は

投票日当日 午前７時～**午後６時**

期日前投票 午前８時30分～**午後８時**

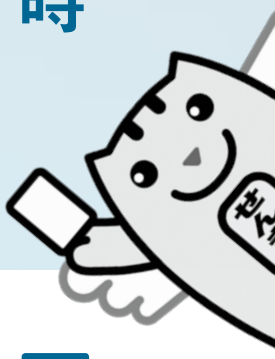

投票所入場整理券

投票の際は、世帯ごとに郵送された「投票所入場整理券」を（自分の氏名が書かれた券を切り離して）お持ちください。なお、何らかの事情で「投票所入場整理券」が届かなかったり、紛失したりした場合でも、選挙人本人であることが確認できれば投票することができますので、投票所の受付係員に申し出てください。

投票所・投票時間

投票日当日は、「投票所入場整理券」に記載された投票所で投票してください（左表参照）。なお、投票時間については、**午前7時から午後6時までとなります**のでご注意ください。

投票所名	投票場所
第1投票区投票所	真崎コミュニティセンター
第2投票区投票所	村松コミュニティセンター
第3投票区投票所	中丸コミュニティセンター
第4投票区投票所	舟石川保育所
第5投票区投票所	外宿2区自治会集会所
第6投票区投票所	石神コミュニティセンター
第7投票区投票所	亀下区自治会集会所
第8投票区投票所	白方コミュニティセンター
第9投票区投票所	村松幼稚園
第10投票区投票所	東海村合同庁舎2号館
第11投票区投票所	東海村中央公民館
第12投票区投票所	舟石川コミュニティセンター
第13投票区投票所	南台区自治会集会所
第14投票区投票所	営農生活改善センター

期日前投票制度

「期日前投票制度」は、仕事や旅行等の理由で投票日当日に投票することができない場合でも、簡単な宣誓書の記載により、投票日の前に投票することができる制度です（印鑑は不要）。

【期日前投票をするとき】

①後日郵送される「投票所入場整理券」を（自分の氏名が書かれた券を切り離して）お持ちください。

②「投票所入場整理券」の裏面が「宣誓書」になっていますので、あらかじめ必要事項を記入してください。

【期日前投票期間】

告示日の翌日～投票日の前日

【期日前投票時間】

午前8時30分～**午後8時**

【期日前投票場所】

101会議室（役場議会棟1階）

遠隔地における不在者投票制度

村の選挙人名簿に登載されている方で、期日前投票の期間や投票日当日に出張や旅行等で村

表面

裏面（宣誓書）

外の市区町村（遠隔地）に滞在しているために投票に行くことができない方は、滞在先の市区町村選挙管理委員会で「不在者投票」を行うことができます。

【不在者投票の手続き】

①「宣誓書（投票用紙等請求書）」

　村選挙管理委員会（役場行政棟3階）備え付けまたは村公式ホームページからダウンロードした「宣誓書（投票用紙等請求書）」に必要事項を記入の上、村選挙管理委員会に投票用紙等を請求してください。請求に基づき、滞在先に投票用紙等を郵送します。

②滞在先での不在者投票

　届いた投票用紙等を持って、滞在先の市区町村選挙管理委員会で不在者投票を行ってください。投票を終えた投票用紙は、滞在先の市区町村選挙管理委員会から村選挙管理委員会へ郵送されます。なお、郵送等に日数がかかりますので、お早めに手続きしてください。

【不在者投票のできる期間】

　告示日の翌日～投票日の前日

※市区町村によって選挙管理委員会の執務時間等が異なる場合がありますので、事前に滞在先の市区町村選挙管理委員会へお問い合わせください。

郵便等による不在者投票制度

　選挙権を有し▼身体障害者手帳または戦傷病者手帳を持っている▼下表の○印に該当する障がいがある、または介護保険被保険者証の要介護状態区分が「要介護５」――を満たす方※は、自宅等から郵送で投票できる「郵便等による不在者投票制度」を利用することができます。

　なお、対象者のうち▼身体障害者手帳で上肢または視覚の障がいの程度が1級▼戦傷病者手帳で上肢または視覚の障がいの程度が特別項症、第1項症、第2項症▼上肢または視覚の障がいにつき、都道府県知事等がこれらの障がいの程度に該当すると証明した――のいずれかに該当する方は、あらかじめ「代理記載人」（選挙権を有する方）を届け出ることで、代筆により投票することもできます。

	障がい等の記載内容	障がいの程度		
		1級	2級	3級
身体障害者手帳	両下肢・体幹・移動機能の障がい	○	○	
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障がい	○	―	○
	免疫・肝臓の障がい	○	○	○

	障がい等の記載内容	障がいの程度			
		特別項症	第1項症	第2項症	第3項症
戦傷病者手帳	両下肢・体幹の障がい	○	○	○	
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓の障がい	○	○	○	○

介護保険の被保険者証	要介護状態区分
	「要介護５」

※この他、両下肢等の障がいの程度がこれらの障がいの程度に該当することを都道府県知事等が書面により証明した方も対象となります。

【この制度を利用するとき】

①「郵便等投票証明書」の申請手続き

　「郵便等投票証明書交付申請書」に本人が必要事項を記入の上▼身体障害者手帳▼戦傷病者手帳▼介護保険被保険者証――のいずれかを添えて、お早めに村選挙管理委員会へ申請してください。後日、「郵便等投票証明書」を郵送します。

②投票用紙等の請求

　村選挙管理委員会から証明書をお持ちの方へ「投票用紙請求書」を郵送します。必要事項を記入の上、「郵便等投票証明書」を添えて、投票日の4日前までに、村選挙管理委員会へ請求してください。

「選挙公報」も併せてご覧ください

　茨城県議会議員一般選挙について、候補者の氏名、経歴、政見等を記載した「選挙公報」を、告示日から数日中に新聞折り込みで配布するほか、役場や各コミュニティセンターなどの村内公共施設にも備え付けますのでご覧ください。また、同時期に村公式ホームページにも掲載します。

問い合わせ

　東海村選挙管理委員会（総務課内 ☎282局1711内線1313）

平成27年4月から

「子ども・子育て支援新制度」がスタート！

平成24年８月に成立した「子ども・子育て支援法」などの「子ども・子育て関連３法」を受けて、平成27年４月から、全国一斉に幼児期の教育・保育や子育て支援の充実を図ることを目的とした「子ども・子育て支援新制度」が始まる予定です。

新制度では、消費増税分を活用して子育てを社会全体で支えるため、保育の必要性に応じた認定制度の導入や認定こども園の普及、地域型保育（小規模保育等）の新設による保育の場の確保といった取り組みが開始されます。

【問い合わせ】社会福祉課子ども家庭担当（☎282-1711 内線1184）

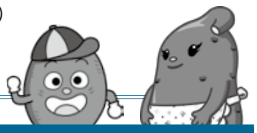

●利用できる教育・保育の場

教育・保育施設			地域型保育
幼稚園	保育所	認定こども園	少人数で０～２歳の子を預かる事業
小学校以降の教育の基礎を作るための幼児期の教育を行う施設	就労等のため、家庭で保育のできない保護者に代わって保育する施設	教育と保育を一体的に行う施設	①家庭的保育 ②小規模保育 ③事業所内保育 ④居宅訪問型保育

●幼稚園や保育所等を利用する際には、認定を受けていただくことになります

新制度では、幼稚園や保育所等を利用する際に、３つの認定区分による認定が必要となります。申請に基づき、村が下表の区分により認定を行い、支給認定証を交付します。

認定区分	対 象 等		利用できる施設・事業
１号認定（教育標準時間認定）	満３歳から就学前までの子ども	幼稚園等での教育を希望	幼稚園、認定こども園
２号認定（保育認定）※１		「保育の必要性に係る事由※２」に該当し、保育所等での保育を希望	保育所、認定こども園
３号認定（保育認定）※１	満３歳未満の子ども		保育所、認定こども園、地域型保育

※１…２号または３号認定を受けた場合は、保育の必要量に応じて、施設の利用時間が「保育標準時間（最長11時間／日）」と「保育短時間（最長８時間／日）」に区分されます。区分された時間以上に保育を希望する場合は、延長保育による対応となります。

※２…「保育の必要性に係る事由」としては▽就労▽母親の妊娠・出産▽保護者の疾病・障がい▽同居親族の介護・看護▽災害復旧▽求職活動▽就学・職業訓練▽育児休業取得時の継続利用▽児童虐待・ＤＶ▽その他――のいずれかを満たす必要があります。

●施設利用手続きの流れ

１号認定のお子さんが幼稚園等の利用を希望する場合、幼稚園へ入園を申し込み、入園の内定があった後に認定申請書を提出していただくことになります。また、２号・３号認定のお子さんが保育所等の利用を希望する場合は、入所申込書が認定申請書を兼ねているため、別途の認定申請は不要です。

【幼稚園・認定こども園の利用を希望する場合（１号認定）】

幼稚園へ入園申し込み → 幼稚園から入園の内定 → （幼稚園を通して）認定申請書の提出 → （幼稚園を通して）支給認定証の交付 → 入園

【保育所・認定こども園の利用を希望する場合（２号・３号認定）】

社会福祉課へ入所の申し込み・認定申請 → 支給認定証の交付※ → 利用調整（入所選考） → 利用先決定・決定（または利用先保留・入所待機）通知の送付※ → 入所

※「支給認定証の交付」と「利用先決定・決定通知の送付」は同時期となることがあります。

住宅用太陽光発電システム・太陽熱利用機器の設置費の一部を補助しています

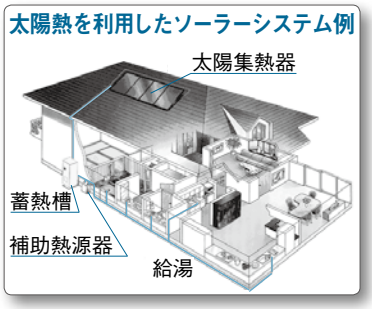

村では、太陽エネルギーの利用を積極的に支援することで、地球環境の保全と、環境保全意識の高揚を図りながら、環境にやさしいまちづくりを推進することを目的として、住宅用の太陽光発電システムまたは太陽熱利用機器を設置した方に、設置費の一部を補助する事業を実施しています。

	①太陽光発電システム	②太陽熱利用機器
対象機器	太陽の光を電気(直流)に変える太陽電池と、その電気を交流に変えるインバータ等で構成されるシステムで、次の用件を満たすもの ▼太陽電池の公称最大出力の合計値が10キロワット未満 ▼日本工業規格(ＪＩＳ)等で認められている ▼未使用品(中古品は対象外) ▼電力会社と受給契約を結び、かつ余剰電力の買取契約を結んでいる(全量買い取りは対象外)	太陽の熱エネルギーを集めてお湯や暖房に利用するシステムで、次の用件を満たすもの(集熱器と貯湯槽をともに屋根の上に設置する「太陽熱温水器」のほか、貯湯槽を別の場所に設置するソーラーシステム等も含む) ▼日本工業規格(ＪＩＳ)等で認められている ▼未使用品(中古品は対象外)
対象者	次の事項を満たす方 ▼村内の戸建住宅(店舗等の併用住宅を含む)に太陽光発電システムを設置、または村内に所在する太陽光発電システム付きの戸建住宅を購入した ▼村税の滞納がない ▼電力会社から発行される「購入電力量のお知らせ」(検針票)のお客さま設備情報内に記載される「お客さま設備の買取期間起算日」が、平成26年４月１日から平成27年３月31日まで	次の事項を満たす方 ▼村内の戸建住宅(店舗等の併用住宅を含む)に太陽熱利用機器を設置、または村内に所在する太陽熱利用機器付きの戸建住宅を購入した ▼村税の滞納がない ▼設置工事完了日が、平成26年４月１日から平成27年３月31日まで
補助金額	出力１キロワット当たり４万５千円(上限18万円)	３万円(定額)
補助対象とならないもの	▼過去に村から①の補助金の交付を受けている、または交付を受けた方と生計を一にする方 ▼①または②を、増設または付け替えする場合 ▼住宅に供給する目的以外で①または②を設置する場合 ▼賃貸や販売等、営利目的で①または②を設置する場合 ▼店舗･事務所を兼ねる住宅のうち、延べ床面積の２分の１以上が住居に供されていない場合 ▼同一建物につき複数の申請をする場合	
その他	対象機器を設置した方から先着順で受け付けをし、補助金額が本年度の予算額に達した時点で終了となります。	
申し込み・問い合わせ	環境政策課(役場行政棟４階)備え付けの「東海村太陽光発電システム･太陽熱利用機器設置費補助金交付申請書」に必要事項を記入の上、環境政策課環境保全担当(☎282-1711内線1451)へ申し込みください。※申請書は、村公式ホームページからもダウンロードできます。	

「とうかい環境村民会議」だより

Vol. 6

環境活動を通じて、持続可能な社会の実現を目指す“エコレンジャー”――それが私たち「とうかい環境村民会議」です！ 私たちの活動をシリーズで紹介していきます。

【問い合わせ】環境政策課環境計画推進担当（☎282-1711 内線1454）

自然共生社会部会の活動をご紹介します

自然共生社会部会

サワギキョウの花

とうかい環境村民会議の４部会のうちの１つ「自然共生社会部会」では、“水とみどりの環境拠点をつくる”をメインテーマとして、環境整備等の活動をしています。今回は、最近の活動について、ご紹介します。

水神堂のサワギキョウが、今年も増えました（９月24日）

舟石川･船場地区自治会（建設･環境部会）の皆さんと一緒に、水神堂でサワギキョウの植栽作業を行いました。この時期、水神堂の生い茂った草の中には、紫色のサワギキョウの花が点々と咲いていました。新しい苗を植えるために、まず外来種のセイタカアワダチソウを抜き、伸びている雑草を刈って整地した後、舟石川コミュニティセンターで大切に育てたサワギキョウの苗を、丁寧に植え付けました。沼地の泥に足をとられながら作業した後、参加者からは「蛍も増やしたい」、「ハナショウブ園もいいですね」といった前向きな意見が聞かれるなど、ボランティア活動で心地良い汗を流すことができたようです。来年のサワギキョウの開花が、今から楽しみになりました。皆さんもぜひ一度、見に来てください。

総合福祉センター「絆」の裏で、珍しい生き物を発見！（９月27日）

今後の環境変化に備えるために、昨年から「絆」の裏側の地域で生き物の基礎調査をしており、今回、４回目となる調査を行いました。「どうぶつチーム」は、廣瀬誠さん（茨城県環境アドバイザー）指導の下、道端や水辺の生き物を調査し、緑色の大きなヒルや、貴重なコオイムシ（写真右）を見つけることができました。一方、「みどりチーム」は、安嶋隆さん（茨城県環境アドバイザー）のアドバイスを受けながら、主に耕作放棄された水田の植生変化などを調査し、休耕から１～２年で大きく変貌することが分かりました。なお、今回の調査では、部会員のお父さんと一緒に参加した、生き物好きな女の子が大活躍してくれました。

いよいよ野菜作りが始まります！

循環型社会部会

循環型社会部会では、「広報とうかい」（10月25日号）でご紹介したダンボールコンポストのほかにも、ＥＭ菌を使ったたい肥づくりを行っており、これらのたい肥を活用するために、「エコーいばらき」環境保全基金の助成金を利用して、石神地区にビニールハウスを設置しました。今後、このハウスの中で、たい肥を利用した実験的な作物の栽培に取り組んでいきます。

「村政への提案レター」

このページを切り取り線に沿って切り取り、裏面に提案内容と住所･氏名など必要事項を記載して、のりしろ部分をのり付けした後、切手を貼らずにそのまま郵便ポストへ投函(とうかん)してください。

なお、この提案レターは互いの立場を尊重するものとするために、必ず住所･氏名･職業･年齢を明記してください。無記名のものにはお答えすることができません。また、提案内容の確認をさせていただく場合がありますので、日中に連絡が取れる電話番号を明記してください。

●問い合わせ　自治推進課村民相談室(☎282-1711 内線1276)

●この提案レターは、平成27年11月24日(火)まで有効です。

切り取り線

のりしろ②貼り付け

料金受取人払郵便

ひたちなか局
承認
735

差出有効期間
平成 27年 11月
24日まで

(切手を貼らずにお出しください)

319-1190

〈受取人〉

東海村東海三丁目7番1号

東海村長　行

(村民生活部自治推進課扱い)

のりしろ①貼り付け

切り取り線

のりしろ③貼り付け

切り取り線

みんなの知恵を出し合って、住みよいまちをつくりましょう！

●お寄せいただいたご提案やご意見には、担当課から文書で回答します。ご提案内容を確認するために、電話でご連絡をする場合がありますので、連絡先の電話番号を必ずご記入ください。

●内容が不明確なものや村政に無関係なもの、個人的利益の追求･営利目的･誹謗(ひぼう)中傷と判断されるものは受け付けできません。

●道路(街路樹を含む)、防犯(カーブミラーや防犯灯、通学路など)に関しては、各地区の自治会と協働で問題解決を図っていますので、地元の自治会長へご相談ください。

●村政に関するご提案は、この提案レターのほかに、村公式ホームページの「ご意見･ご提案」コーナーから、電子メールで随時受け付けています。

●行政機関(国･県･村など)に対する要望等については、東海村社会福祉協議会(☎282-2804)が実施する「行政相談」で、総務大臣から委嘱された行政相談員も受け付けしています。

切り取り線

(このページは封書になります。切り取ってご使用ください)

のりしろ②

切り取り線

件名

住所 東海村

氏名

年齢

電話番号

職業

のりしろ①

切り取り線

のりしろ③

お知らせ・ピックアップ

いんふぉめーしょん

役場の電話番号 ☎282-1711(代表)

●12月の休日診療●

受付時間　午前9時30分から午後2時まで
※正午～午後1時を除きます。

期日	医療機関名	電話番号
7日(日)	村立東海病院	282-2188
14日(日)	茨城東病院	282-1151
21日(日)	村立東海病院	282-2188
23日(火)	石井整形外科クリニック	270-5141
28日(日)	東原クリニック	283-2301
30日(火)	尾形クリニック	282-4781
31日(水)	尾形クリニック	282-4781

救急医療機関をお探しのときは ▼毎日…24時間対応

茨城県救急医療情報コントロールセンター(☎241-4199)

茨城子ども救急電話相談 ▼毎日…午後6時30分～午前0時30分▼日曜日、祝日、年末・年始(12月29日～1月3日)…午前9時～午後5時

プッシュ回線の固定電話、携帯電話から(☎ #8000)

全ての電話から(☎ 254-9900)

●12月の健康体操参加者募集●

問合せ　SCスマイルTOKAI事務局(総合体育館内 ☎283-1001)

●エンジョイ・ヘルスアップ(ストレッチ体操、ヨガなど)

期日	場所
4日(木)	総合福祉センター「絆」
18日(木)	総合福祉センター「絆」
25日(木)	総合福祉センター「絆」
時間	午前9時30分～11時
対象	村内在住で40歳以上65歳未満の方

※初めて参加する方は、事前に申し込みください。

●12月の住まいに関する相談●

場　所　都市政策課(役場行政棟2階)
問合せ　都市政策課(内線1247、1248)

相談日	時間	相談内容
18日(木)	10:00～16:00	新築、増築、改築、耐震診断、リフォーム等

●10月の村内交通事故発生状況●

	発生件数	死者数	負傷者数
件数	10	0	11
累計(1月から)	159	1	216
前年比	0	＋1	＋9

●防災行政無線の内容が無料で聞けるテレホンサービス●

全ての電話から(☎ 0120-42-4848)

暮らし

専門家が相談に応じます！「放射線に関する相談コーナー」

食品に含まれる放射性物質や、放射線の人体への影響など、身近な疑問や不安についてご相談ください。

12月の日程等▼

期日	場所
17日(水)	石神コミュニティセンター
24日(水)	真崎コミュニティセンター

時間▼午前10時30分～午後1時30分
費用▼無料
問防災原子力安全課消防防災・原子力安全担当(内線1518)
※事前申し込みは不要です。

自家用野菜等の放射能測定を行っています

村では、村内で作られた自家用野菜や井戸水、土壌等を対象に放射能測定を行っています。ぜひご利用ください。

対象▼村内在住の方または村内に田畑・井戸を有する方
費用▼無料
その他▼野菜等はおおむね700グラム以上が必要となります。2～3センチメートル角に刻んだものをお持ちください。
申・問事前に、放射能測定室(役場行政棟2階 内線1266)または防災原子力安全課消防防災・原子力安全担当(内線1518)へ申し込みください。※なお、これまでの測定結果は村公式ホームページでご覧いただけます。ホームページをご覧になれない方には郵送もできますので、ご希望の場合はお問い合わせください。

駅西第二土地区画整理事業地内の測量調査を行います

村では、駅西第二土地区画整理事業地内において、街区ごとに面積を確定する街区出来形確認測量を実施します。調査期間中、作業員(村発行の身分証明書を携帯)が路上等で測量を行いますので、ご理解とご協力をお願いします。

調査期間▼12月1日(月)～平成27年3月13日(金)
調査会社▼大和測量株式会社
問区画整理課工務担当(内線1215)

猫は室内で飼いましょう！

動物が道路上の事故で命を落とした件数は、村が把握しているだけで犬が2件／年、猫が65件／年(平成25年度実績)ありました。つないで飼われている犬と比べて、猫が事故に遭う危険性は非常に高くなっています。

愛猫を守ることができるのは、飼い主だけです。室内で飼うことで、事故だけでなく、病気やけが、繁殖の予防などにもつながります。皆さんのご協力をお願いします。

問環境政策課環境保全担当(内線1455)

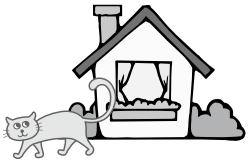

●12月の健康相談●

場　所　保健センター（総合福祉センター「絆」内）
問合せ　保健センター（☎282-2797）

●健康相談	期日・受付時間
母子健康相談（乳幼児身体測定、育児相談）	12日（金）9:30～11:00 13:00～14:00
元気アップ健康相談（健康に関する相談）	※希望日時をご連絡ください。

●乳幼児健診	期日・受付時間	対象児
乳児	3日（水）13:00～13:45	平成26年7月生まれの子
1歳6か月児	4日（木）13:00～13:45	平成25年5月生まれの子
3歳児	10日（水）13:00～13:45	平成23年10月生まれの子
2歳半歯科	11日（木）13:00～13:45	平成24年5月生まれの子

●乳幼児教室	期日・受付時間	対象児
赤ちゃん教室	16日（火）13:00～13:20	平成26年9月生まれの子

●12月の心配ごと相談・人権相談・行政相談等●

場　所　心配ごと相談所（総合福祉センター「絆」内）
問合せ　東海村社会福祉協議会（☎282-2804）

相談日	時間	相談種別
5日（金）	10:00～12:00	弁護士による相談（事前予約）
	10:00～14:00	心配ごと相談・人権相談・行政相談
12日（金）	10:00～14:00	心配ごと相談・人権相談・行政相談
	13:00～15:00	行政書士による相談（事前予約）
19日（金）	10:00～14:00	心配ごと相談・人権相談
26日（金）	10:00～14:00	心配ごと相談・人権相談・行政相談
毎週月・水曜日	13:30～15:00（祝日を除く）	心配ごと電話相談（☎282-0917）

●ニート相談・女性生活相談・消費生活相談●

場　所　村民相談室（役場行政棟2階）
問合せ　自治推進課村民相談室（内線1275）

●ニート相談（☎287-0862）	
期　日	毎週月・金曜日（祝日を除く）
時　間	午前9時～正午、午後1時～5時

●女性生活相談（☎287-0863）	
期　日	毎週月・水・木曜日（祝日を除く）
時　間	午前9時～正午、午後1時～4時

●消費生活相談（☎287-0858）	
期　日	毎週月～金曜日（祝日を除く）
時　間	午前9時～正午、午後1時～4時

傷ついた 心をささえる 僕らの手
「犯罪被害者相談窓口」

11月25日（火）～12月1日（月）は「犯罪被害者週間」です。誰もが突然、事件や事故に遭う可能性があります。万が一、犯罪の被害に遭ってしまい、どうしたらよいか分からないとき、周りに犯罪被害に遭って悩んでいる方がいるときは、左記の無料相談窓口へご相談ください。秘密は厳守されます。

●茨城県犯罪被害者相談窓口…☎301局7830
●茨城県警察性犯罪被害相談「勇気の電話」…☎301局0278
●公益社団法人いばらき被害者支援センター（茨城県公安委員会指定 犯罪被害者等早期援助団体）…☎232局2736

健康・医療

「みんなですこやか ウォーキング」

期日▼12月3日（水）（雨天中止）
時間▼午前10時～（午前9時30分受け付け開始）
集合場所▼舟石川コミュニティセンター駐車場
対象▼村内在住の方
内容▼1時間程度のウオーキング（「いばらきヘルスロード」舟石川・船場コース）
参加費▼無料
その他▼飲み物やタオルをお持ちください。
問保健センター（☎282局2797）

働くがん者のための 相談窓口を開設しています

がん治療と仕事の両立が図れるように、社会保険労務士が無料で相談に応じます。

開設日等▼

病院名	開設日（毎月）
茨城県立中央病院（笠間市鯉渕6528 ☎0296-77-1121）	第4水曜日
国立病院機構水戸医療センター（茨城町桜の郷280 ☎029-240-7711）	第2金曜日
株式会社日立製作所日立総合病院（日立市城南町2-1-1 ☎0294-23-8341）	第2水曜日

時間▼午後1時～4時
対象▼がん患者とその家族
申事前に、各病院へ申し込みください。
問茨城県保健予防課（☎301局3224）

福祉

12月4日（木）～10日（水）は 第66回「人権週間」です

1948年12月10日に採択された「世界人権宣言」を記念して、毎年12月4日から10日までの1週間を「人権週間」としています。

村では「人権週間」に合わせて「特設人権相談所」を開設します。子ども・女性・高齢者・障がい者等に対する人権問題や家庭内の問題などについて人権擁護員が無料で相談に応じ

ます。秘密は厳守されますので、お気軽にご相談ください。

【特設人権相談所】

期日▼12月7日(日)
時間▼午前10時～午後2時
場所▼中央公民館
問社会福祉課地域福祉推進担当(内線1182)

NPO法人「楽楽茶の間」による「生きがいづくり支援事業」

健康体操やレクリエーションを通して、楽しく仲間づくりをしませんか。

12月の日程等▼

期日	場所
2日(火)	真崎コミュニティセンター
	なごみ・総合支援センター
	百塚区自治会集会所
	石神コミュニティセンター
5日(金)	なごみ・総合支援センター
	豊白区自治会集会所
	外宿2区自治会集会所
9日(火)	舟石川コミュニティセンター
	なごみ・総合支援センター
	豊白区自治会集会所
12日(金)	村松コミュニティセンター
	なごみ・総合支援センター

時間▼午前10時～午後3時
対象▼村内在住で65歳以上の方
参加費▼300円／回(昼食代)
問地域包括支援センター(☎287局2516)

「いばらきシニアカード」を配布します！

県では、12月1日から「いばらき高齢者優待制度」を実施するにあたり、65歳以上の方が店舗等において割引やポイント加算等の優遇特典を受けられる優待カード(いばらきシニアカード)を配布します。配布を希望する方は、11月25日(火)以降に、運転免許証や保険証など(住所・氏名・生年月日が確認できるもの)をお持ちの上、配布場所へお越しください。

配布場所▼介護福祉課(役場行政棟1階)、地域包括支援センター(なごみ・総合支援センター内)
その他▼▽本人のみカードの利用が可能です(家族など代理の利用不可)。▽協賛店舗には、店頭にいばらきシニアカードをデザインしたステッカーやポスターが貼ってあります。▽協賛店舗の募集は茨城県にて随時受け付けています。
問▽配布に関すること…東海村介護福祉課(内線1164)▽制度に関すること…茨城県長寿福祉課(☎301局3326 HP http://www.senior.pref.ibaraki.jp)

子育て

百塚保育所の子育てサークル室を開放します

期日▼12月4日(木)・12日(金)
時間▼午前9時30分～11時30分
場所▼百塚保育所
対象▼村内在住の乳幼児とその親
内容▼自由遊びや読み聞かせなど
参加費▼無料
その他▼飲み物やタオル、着替えをお持ちください。
問地域子育て支援センター(百塚保育所内☎270局5660)※事前申し込みは不要です。

教養・スポーツ

選挙の執行に伴い、各コミュニティセンターの図書業務を停止します

茨城県議会議員一般選挙の会場準備・運営等のため、12月13日(土)から15日(月)の正午まで、各コミュニティセンターの図書業務(貸し出し、返却等)を停止します。ご迷惑をお掛けしますが、ご理解とご協力をお願いします。なお、村立図書館は通常どおり開館しています(12月15日(月)を除く)。
問村立図書館(☎282局3435)

〝けっさくくん〟こと、たにけんのファミリーコンサート

NHK(Eテレ)「フックブックロー」に〝けっさくくん〟としてレギュラー出演中の谷本賢一郎さんが贈るファミリーコンサートです。

期日▼平成27年2月28日(土)
時間▼午後1時開演(午後0時30分開場)
場所▼東海文化センター
入場料▼▽3歳以上小学生以下…500円／人▽中学生以上…2000円／人　※全席指定となります。また、3歳未満の場合、膝上1人は無料、座席を必要とする場合は入場料が掛かります。
申・問11月29日(土)の午前9時から、東海文化センター(☎282局8511)窓口で入場券を販売します。残券がある場合のみ、同日午後1時から電話予約を受け付けます。※プレイガイドにより、発売日時が異なりますのでご注意ください。

ネット社会の人権を考えよう「人権教育講演会」

期日▼12月6日(土)
時間▼午後2時～4時（午後1時30分受け付け開始）
場所▼中央公民館
定員▼100人
演題▼「ネット社会の人権を考える～被害者にも加害者にもならない為に～」
講師▼綿引均さん(NPO法人「ひと・まちネットワーク」)
入場料▼無料
問生涯学習課生涯学習担当(中央公民館内☎282局3329)※事前申し込みは不要です。

民話ミュージカル「子ぎつねお万」

村でミュージカル文化を広める活動を行っている「劇団とみかる」の、平成26年度公演です。村に伝わる民話をミュージカル化した、東海村オリジナルの作品です！ぜひご覧ください。
期日▼11月30日(日)
時間▼午後2時開演(午後1時30分開場)
場所▼東海文化センター
入場料▼無料
その他▼未就学児(乳幼児を含む)も入場できます。
問劇団とみかる(tomical.office@gmail.com)、東海村文化・スポーツ振興財団(東海文化センター内☎282局8511)

2010年度公演時「子ぎつねお万」

あなたも始めてみませんか「フラダンス教室」

ハワイアンのゆったりとした音楽に合わせて踊るフラダンス教室です。一緒に始めてみませんか。
期日▼12月12日・19日、平成27年1月9日・16日・23日・30日、平成27年2月6日・13日・20日・27日(全て金曜日、全10回)
時間▼午前10時～11時30分
場所▼総合福祉センター「絆」
対象▼村内在住でおおむね40歳以上の方
定員▼30人 ※高齢者を優先し、応募者多数の場合は抽選となります。
参加費▼1000円／人 ※初回に徴収します。
申・問12月5日(金)まで(日曜日を除く)に、高齢者センター(☎282局4300)へお越しの上、申し込みください。

その他

村長と1対1のフリートーク！第7回「ふれあいトーク」

日常生活や村政に関することなど、村長と直接話をしてみませんか。
日時▼12月13日(土)午後2時～5時
場所▼イオン東海店(1階・フードコート付近)
その他▼▽事前申し込みは不要で、当日に先着順で受け付けます。▽当日のやりとり結果について、匿名で公表します。
問企画経営課企画政策担当(内線1333)

「サイエンスカフェinリコッティ」

期日▼12月6日(土)
時間▼午後1時30分～3時
場所▼リコッティ
対象等▼高校生以上(先着30人程度)
演題▼「地層処分と地下微生物～暗黒の世界に生きる微生物たち～」
講師▼亀井玄人さん、天野由記さん(ともに日本原子力研究開発機構環境技術開発センター)
入場料▼無料
問日本原子力研究開発機構総務第2課(☎282局3470)

未来を支えるエネルギー「水素利用シンポジウム」

「いばらきエネルギー戦略」の策定を記念して、新たなエネルギーとして注目されている水素についてのシンポジウムを開催します。
期日▼12月20日(土)
時間▼午前11時～午後4時30分
場所▼十王総合健康福祉センター「ゆうゆう十王・Jホール」(日立市十王町友部2088・1)
内容▼▽基調講演 演題：「水素を知ろう！～未来を支えるエネルギー～」講師：石田政義さん(筑波大学システム情報系教授)▽パネルディスカッション▽水素・燃料電池自動車(FCV)の展示や試乗▽高校生等による研究発表等
入場料▼無料
申・問12月10日(水)までに、茨城県科学技術振興課(☎301局2499)へ申し込みください。

「求職者支援訓練」で、早期就職を目指そう！

ハローワークでは、雇用保険を受給できない方等を対象に、スキルアップのための職業訓練の案内を行っています。パソコンや福祉関係など各種訓練があり、受講料は原則無料です。詳細はお問い合わせください。
問ハローワーク水戸(☎231局6221)

12月の資源物・ごみ収集日割表

問い合わせ　ごみゼロ推進室（☎282-7289）

資源物

真崎、村松北、舟石川中丸、外宿2	1日・8日 15日・22日	外宿1	10日・24日
船場、照沼	1日・15日	内宿1、亀下	4日・11日 18日・25日
原子力機構(長堀・荒谷台・箕輪)、須和間、フローレスタ須和間	2日・9日 16日・23日	百塚、内宿2、豊岡、舟石川3	4日・18日
緑ケ丘	2日・16日	竹瓦	11日・25日
白方	9日・23日	舟石川2	5日・12日 19日・26日
舟石川1、原子力機構(百塚)	3日・10日 17日・24日	南台、川根	5日・19日
宿、押延、岡	3日・17日	豊白	12日・26日

※各回収日の午前7時から8時30分までに出してください。

燃えないごみ・粗大ごみ

真崎、村松北、権現山寮、真砂寮、原子力機構(荒谷台)	2日・16日
原子力機構(長堀)、長堀寮、舟石川3、外宿1、外宿2、竹瓦	1日・15日
緑ケ丘、南台、豊岡、亀下	5日・19日
百塚、豊白、内宿1、内宿2	4日・18日
白方、岡、原子力機構(百塚)	9日・23日
舟石川1、船場	8日・22日
宿、川根、照沼、押延、須和間、フローレスタ須和間、原子力機構(箕輪)	12日・26日
舟石川2、舟石川中丸	11日・25日

燃えるごみ ※祝日の収集も行います。

真崎、村松北、白方、宿、岡、原子力機構(箕輪・百塚・荒谷台)、真砂寮、権現山寮、南台、緑ケ丘、押延、須和間、川根、照沼、豊岡、亀下、フローレスタ須和間	(毎週) 月・木曜日
舟石川1、舟石川2、舟石川3、舟石川中丸、百塚、豊白、原子力機構(長堀)、長堀寮、外宿1、外宿2、船場、竹瓦、内宿1、内宿2	(毎週) 火・金曜日

げんきアップ通信 150

子育て中は、日々成長するわが子を見ながら育児の楽しさ、うれしさ、大変さを感じていると思います。そのような中、子どもは、大人が思いもしない行動をとり、事故を引き起こすケースがあります。今回は、子どもの事故に多い「誤飲」についてご紹介します。

子どもの目線になって…
「誤飲」を防ぎましょう！

●子どもの発育

子どもの成長はとても早く、生後5～6ケ月になると、寝返りができるようになり自由に動き回ります。動き回ると自分の目線上にあるいろいろなものに興味を示し、手に取って何でも口に入れようとします。口や唇にはたくさんの神経が集まっていて敏感になっているため、口に物が触れている感触で、それが物であることを認識したり、物を口に含んでいることで安心感を得られたりします。また、口に物を入れる行為は、発達段階において必要な行動であり、無理にやめさせる必要はありませんが、物を誤飲してしまうこともあるので注意が必要です。そして、赤ちゃんはトイレットペーパーの芯（39ミリメートル）を通る大きさの物であれば、飲み込んでしまう危険があります。ハイハイや伝い歩きができるようになると、行動範囲がより広くなり、危険性が高くなります。

●誤飲したときの対処方法

誤飲したときには、水や牛乳を飲ませ、吐かせるのが一般的ですが、例外もあります。

【吐かせるもの】タバコ、医薬品
【吐かせないもの】漂白剤等、灯油、除光液、金属類、ボタン電池、ビン・ガラスの破片等

ビン・ガラスの破片等は、無理に吐かせようとすると臓器などを損傷する恐れがあるため、吐かせずに速やかに病院へ行きましょう。また▽意識がない▽痙攣（けいれん）している▽血を吐いた▽顔色が悪い――などの症状が出た場合や、どうしたらよいか分からない場合には、すぐに救急車を呼んでください。

●正確な情報を伝えましょう！

誤飲した後、医師や救急隊員に正確な情報を伝えることができれば、適切な対応・処置ができます。例えば▽何を飲んだ▽いつ飲んだ▽どれくらいの量を飲んだ▽普段との体調の違いがあるか▽誤飲した物の容器や袋、説明書などが手元にあるか――といった情報が鍵になります。

子どもは、昨日できなかったことが今日はできるようになったり、普段はできているのに今日はなぜかできないなど、育児では、毎日が発見の連続です。そんな日々の中で子どもは、すくすくと成長していきます。常に子どもの目線になり、近くに危険なものがないかを十分に確認しながら、安心して子育てができる環境づくりをしていきましょう。

保健センターでは、毎月1回「母子健康相談」を実施しています。子どもの身体測定や、個別による育児相談が受けられますので、ぜひご利用ください。

【問い合わせ】
保健センター（☎282局2797）

▼発行 東海村（村長公室まちづくり推進課）
〒319-1192 那珂郡東海村東海三丁目7番1号
☎029(282)1711 http://www.vill.tokai.ibaraki.jp

東海中学校の施設見学会

このたび、新しい東海中学校の校舎が完成しました。村では、施設の利用が始まる前に、村民の皆さんを対象として東海中学校の施設見学会を開催しますので、ぜひご参加ください。

■**日　時**　12月13日（土）午後1時30分～4時
■**場　所**　東海中学校
■**その他**　できるだけ徒歩または自転車でご来場ください。※車でお越しの際は、駐車場は東海中学校第1グラウンド（校舎前）または合同庁舎跡地をご利用ください。
■**問い合わせ**　学校教育課施設整備担当（☎282-1711 内線1417）※事前申し込みは不要です。

【新東海中学校俯瞰（ふかん）図】

ふるさと歴訪 ～歴史を再発見～

村松の桜植え込み

茨城工業高等専門学校名誉教授
佐久間　好雄

万延元（1860）年の「御用留（ごようどめ）」という史料に、次のような記事があります。

村松村虚空蔵堂前近く
桜数本此節植込ニ相成候付
村々信心之者ニて根掘根ヲ
薦包不枯方ニ写し――（後略）

この記事は、この年2月に村松の虚空蔵堂の前近くに、桜の木を数本植え込んだので、村内の信心あつい者に木が枯れないように手当てをするように――という内容の書状と考えられます。

この書状は、郡奉行（こおりぶぎょう）の役人から照沼村の山横目（やまよこめ）（村の管理者）へ出されたものです。本来、このような書状の指示は、神社や寺院を管理する寺社奉行から出されるものですが、なぜか郡奉行からの指示となっています。それは何といってもこの地において虚空蔵尊に対する信仰があつかったからこそ、特別に郡奉行所から指示が出されたのであろうと思われます。

江戸時代は行政組織がしっかりしていて、郡奉行関係が寺社奉行管轄下のことについて指示をするということは、まずありませんでしたが、虚空蔵尊に関することについては、別格の取り扱いをしていたのかと思われます。もちろん時代が幕末に近いこともあって、多少、行政上の重複（ダブリ）が出てしまったとも考えられますが、他の神社や寺院について、この種の史料を見たことがありません。前述のように大変に信仰・信心のあつかったこともあってのことだったと考えられそうです。例えば水戸の東照宮でも同じようなことがあったかどうか、史料からは見ることはありません。

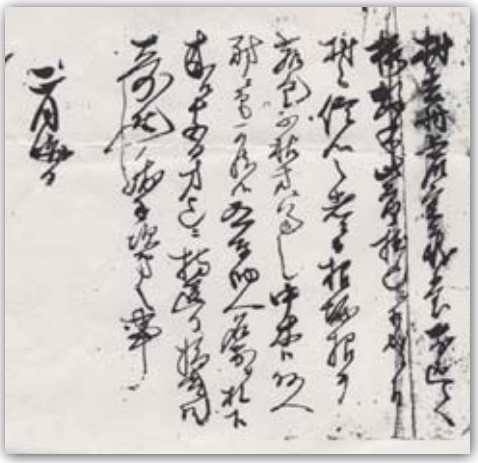

史料「御用留」